

津山市電子入札実施要領

第1 趣旨

この要領は、建設工事等の電子入札を行う場合の事務取扱について、法令その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 電子入札

電子入札は、原則として建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札において行うものとし、電子入札に参加する者は、利用登録をしなければならない。

第3 利用登録

1 登録申請

利用登録をする者は、おかやま電子入札共同利用システム自治体別利用届を提出しなければならない。また、申請した内容を変更する場合も同様とする。

2 登録通知

上記の利用届の提出があったときは、その内容を審査し、次の要件に適合するときは、利用登録を行い、申請者に対しその旨を電子入札システムにより通知する。

津山市建設工事等入札参加資格者名簿に記載されている業者であること。

岡山県認証局に電子証明書の登録を行い、ICカードが発行されていること。

ICカードの所有者と申請者が同一であること。

前各号のほか、市長が特に必要と認める事項

第4 電子入札案件における他の方法での入札

電子入札案件の入札は電子入札以外の方法による入札を認めない。

第5 システム障害等

1 津山市の措置

インターネット、電子入札システム、電子計算機等の障害等により、電子入札を実施できないときは、入札の延期、その他適切な措置を講じるものとし、措置の内容については速やかに公表する。

また、提出された入札書等のコンピューターウイルス等への感染が判明したときは、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに、当該入札書等は無効とする。

2 利用登録者の措置

コンピューターウイルス対策用アプリケーションソフトの導入等適切な措置を講じるものとする（入札書等の作成及び提出時は、必ずコンピューターウイルス感染チェックを行う。）。

第6 電子入札案件への登録等

1 登録等の手続の日時

次に掲げる事項を除き、書面入札の手續に準じて行うものとする。

開札及び見積設計書開封予定日時は、市長等が別に定める日時とする。

入札の受付については、原則として開札日とその前日及び前々日の3日間をもって行うこととし、入札受付開始は開札日の前々日の午前9時、入札受付締切は開札日の開札予定時刻の5分前とする。ただし、開札日の前日又は前々日が津山市の休日を定める条例(平成元年津山市条例第28号)に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、この限りでない。

また、その間において、午前3時から午前6時の間は、電子入札システムの保守のため、これを起動することができない。

2 登録内容の公開と内容変更

入札の方式、建設工事等の概要、手續の日時その他必要な事項を電子入札システムに適切に登録し、その内容について公開するものとする。登録した内容を公開後に変更することはできない。もし、登録した内容を変更する必要があるときは、当該電子入札案件の中止、延期等適切な措置を講じるものとする。

ただし、変更の内容が軽微なもので、入札参加者への通知等適切な措置を講じることにより入札への影響がないと判断できる場合は、この限りでない。

第7 一般競争入札に関する事項

1 公告

一般競争入札を電子入札で行う場合は、必要事項を公告しなければならない。

2 関係書類の提出

参加資格者は、関係書類を別に定める形式の電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には書面により提出する。

電子ファイルの容量が2MBを超えるとき

施工実績証明書その他性質上電子ファイルに適さない書類を提出するとき

特段の定めがあるとき

上記の書面で提出する資料は、郵送(市長等が認めた場合に限る。)又は窓口を持参することにより、電子入札システムでの書類の提出期限までに到着しなければならない。

3 受付票の発行

書面で提出された書類について受付票の発行を求められたときは、提出書類に受付印を押印したものの写しを受付票として発行するものとする。

このときに、開封できない書類の受付票を求められたときは、参加資格者が別に作成した提出書類の内容を記載した書類に受付印を押印した後に、当該書類を受付票として発行するものとする。

4 設計図書の交付

津山市建設工事一般競争入札実施要綱(平成11年津山市告示第89号。以下「実施要綱」という。)第7条第2項の規定にかかわらず、対象工事の入札設計書、仕様書、図面及び現場説

明書（以下「設計図書」という。）の交付は、原則として電子入札システムを使用した電子データの提供のみとし、その他の方法による交付は行わない。

5 入札の参加表明

入札に参加を希望する者は、入札受付開始日以前の市長が別に定める日時までに電子入札システムにおいて参加の表明を行わなければならない。参加表明を行わなかった者については、当該入札への参加資格を失う。

6 無効・失格の登録

市長は、前項の規定により参加表明を行った者の当該入札への参加資格について審査し、入札参加資格がない者については、当人に資格がない旨通知し、失格とする。

第8 指名競争入札に関する事項

1 指名の通知

指名競争入札を電子入札で行う場合は、必要事項を電子入札システムによりその参加資格者に送付しなければならない。

2 設計図書の交付

設計図書の交付は、電子入札システムを使用した電子データの提供のみとし、その他の方法による交付は行わない。

第9 工事費見積設計書

1 工事見積設計書の作成

工事見積設計書の作成は、低入札調査価格制度の取扱い要領又は高落札率入札調査制度の取扱い要領により作成しなければならない。

2 工事見積設計書の提出

電子入札案件の場合の工事見積設計書の提出は、上記の要領中で、「開札の際、即時に」とあるのは「開札日の前日の執務時間中までに」と、「入札が午前中の場合は当日5時までに、また入札が午後の場合は翌日の正午までに」とあるのは「開札が午前中の場合は当日5時までに、また開札が午後の場合は翌日の正午までに」と読み替えるものとする。ただし、開札日の前日が市の休日の場合は、その前日とする。

なお、工事見積設計書は、次に掲げる事項を記載した封筒に封入し、別に定める方法で提出しなければならない。

提出者の会社名

工事費見積設計書が在中している旨

当該電子入札案件に係る建設工事等の名称及び開札日

第10 入札に関する事項

1 入札書の提出等

電子入札の参加資格者は、必要な事項を記載した入札書を電子入札システムにより提出するものとする。この場合において、提出された入札書の書換え、引換え及び撤回をすること

はできない。

2 入札辞退

指名競争入札で指名された業者、又は一般競争入札で参加表明を行った業者、若しくは総合評価型一般競争入札で技術提案書を提出済の業者で、入札を辞退しようとするときは、入札書を提出せず、入札書受付締切日時までに入札辞退届を原則として電子入札システムにより提出するものとする。

入札書受付締切日時までに電子入札システムにより入札書の提出、又は辞退の届けがない電子入札の参加資格者について無届欠席したものとみなし、津山市建設工事等請負契約に関する指名停止等措置要綱（平成6年津山市告示第28号、以下「指名停止要綱」という。）第7条を適用する。

3 落札可能届の提出

電子入札で同一日に複数の案件を応札する場合にあって、配置可能な技術者等の数を越える件数の入札案件に応札する場合は、入札書受付開始日の執務時間中までに落札可能届を提出しなければならない。なお、落札可能届の提出がなく、落札候補者となった後に、技術者等の不足を理由に落札候補者又は落札者を辞退した場合は、指名停止要綱第7条を適用する。

開札の結果、落札可能届に記載された案件について、落札可能件数の落札候補者又は落札者となった場合は、以後の案件の応札は辞退したものとみなし、提出された入札書を無効とする。

4 入札後の届出

電子入札をした者は、入札書を提出した後に当該入札への参加条件の欠如その他契約の相手方となることができない事由が生じたときは、開札予定日時までにその旨を書面により届け出なければならない。この場合において、その理由が正当と認められる場合は、既に提出された入札書を無効とする。

第11 開札に関する事項

1 立会い等

電子入札の開札を行うときは、当該電子入札に携わらない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせるものとする。

また、当該電子入札の参加資格者から希望がある場合は、開札会場の制約の範囲内で、開札への傍聴を認めるものとする。

2 最低制限率の決定

最低制限率の決定は、電子くじの下2桁を用いた別途定める算式により決定するものとする。

3 同価の入札に対する措置

複数の業者が同価の入札をしたときは、電子くじによりその順位を決定する。

4 応札者全てが最低制限価格を下回り失格となった場合の措置

応札者の全てが最低制限価格を下回り失格となった場合は、別途指定する期日に立会い可

能な応札者立会いの下、くじ棒により最低制限率の再抽選を行い、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

第12 ICカードの不正使用等

1 開札前の不正使用等の判明に対する措置

開札前に当該電子入札案件における電子入札の参加資格者のICカード不正使用等(以下「不正使用等」という。)が判明したときは、当該電子入札案件への入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

2 落札後の不正使用等の判明に対する措置

落札後に不正使用等が判明したときは、契約締結前にあっては契約を締結せず、契約締結後にあっては着工工事の進捗状況等を考慮して契約の解除について判断するものとする。

3 指名停止等の措置

上記1及び2の措置とは関係なく、不正使用等が判明したときは、指名停止要綱により適正な措置を講じる。

第13 書類の様式に関する特例

電子入札システムにより作成された書類は、それぞれ所定の様式により作成されたものとみなす。

第14 特定建設工事共同企業体に関する取扱い

津山市建設工事共同請負制度事務処理要綱(平成6年津山市告示第26号(以下「事務処理要綱」という。))に定める特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)が電子入札を行なう場合は、事務処理要綱第10条の規定にかかわらず、共同企業体の代表者のICカードを使用し諸手続を行うものとする。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

改正 平成21年 7月 1日

改正 平成22年 7月 1日

改正 平成24年 4月 1日